証券コード　3919
令和３年５月10日

株　主　各　位

東京都港区赤坂二丁目９番11号
パイプドHD株式会社
代表取締役社長　佐　谷　宣　昭

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第６回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主様にはご来場を控えていただき、可能な限り、書面（郵送）またはインターネットによる議決権の行使をお願い申しあげます。**
[書面（郵送）による議決権の行使]
**　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和３年５月27日（木曜日）午後３時までに到着するようご送付ください。**
[インターネットによる議決権の行使]
**　当社の指定する議決権行使サイトより議決権をご行使ください。本株主総会はハイブリッド出席型バーチャル株主総会として実施しますので、当日、インターネット上で出席し、議決権を行使することもできます。詳細は、２頁「インターネットによる事前の議決権行使のご案内」及び４頁「バーチャル出席による当日の議決権行使のご案内」をご参照ください。**

敬具

記

１．日　　時　令和３年５月28日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区赤坂二丁目14番27号　国際新赤坂ビル東館14階
ＴＫＰ赤坂駅カンファレンスセンター　ホール14Ａ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第６期（令和２年３月１日から令和３年２月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第６期（令和２年３月１日から令和３年２月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件
４．招集にあたっての決定事項
２頁「インターネットによる事前の議決権行使のご案内」及び４頁「バーチャル出席による当日の議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

◎当日来場される場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、本株主総会に来場される株主様（特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方）は、ご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきたくお願い申しあげます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL　https://www.pipedohd.com）に掲載させていただきます。

インターネットによる事前の議決権行使のご案内

1．インターネットによる事前の議決権行使の概要

本株主総会は、当日ご来場いただかなくても、インターネットにより、事前に議決権を行使することができます。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、事前にインターネットにより議決権を行使されることを推奨いたします。

2．インターネットによる事前の議決権行使の方法

議決権行使サイト（https://www.pipedohd.com/ir/vote/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。

本株主総会では、特段の締切時間はなく、当日の採決において議長が指定する時間まで、インターネットにより議決権を行使することができますが、当日の開会から閉会までの間のログインまたはログイン状態の維持は、後述のバーチャル出席とみなしてお取扱いいたしますので、4頁「バーチャル出席による当日の議決権行使のご案内」をご参照ください。

※スマートフォンまたはタブレットをお持ちの株主様は右の二次元コードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

3．インターネットによる事前の質問の方法

株主様は、上記の方法による議決権行使に際し、あわせて質問をすることができます。画面の案内に従い、表示される留意事項をご確認の上、質問をご登録ください。

いただいた質問は、当社の株主総会事務局が取りまとめ、議長より回答いたします。なお、以下の点をご了承ください。

（1）原則として、事前（当日よりも前）にいただいている株主様の質問、当日ご来場いただいている株主様の質問、後述のバーチャル出席いただいている株主様の当日の質問の順に取り上げ、回答いたします。

（2）新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、質疑応答時間に制約が生じることがございますので、頂戴した質問のすべてを受け付け、回答することはいたしかねる場合があります。

（3）質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、または本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。

４．インターネットによる事前の議決権行使等に際して、ご了承いただく事項

インターネットによる事前の議決権行使及び質問に際しては、次の事項をご了承ください。

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン（一部ご利用いただけない機種がございます。）から当社の指定する議決権行使サイト（前記URLをご参照ください。）にアクセスいただくことによって実施可能です。スマートフォンまたはタブレット端末でもご利用できますが、画面が見づらい場合等がございますので、あらかじめご了承ください。当社が推奨する環境は次のとおりです。

① OS：Windows、Mac OS

② ブラウザ：Internet Explorer最新版、Microsoft Edge最新版、Safari最新版、Google Chrome最新版、Firefox最新版

（2）通信環境の影響や大量アクセスにより、議決権行使サイトがつながりにくくなる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。このような通信障害等により株主様に生じた不利益に関しては、当社では一切責任を負いかねます。通信環境の良いところでのアクセスや、時間をおいてのアクセス等、ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

（3）議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。バーチャル出席中の議決権行使との関係は、４頁「バーチャル出席による当日の議決権行使のご案内　３．議決権の行使とそのお取扱い」をご参照ください。

（4）インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

（5）議決権行使書用紙にてご案内する「ログインID」及び「パスワード」は、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。

（6）「ログインID」及び「パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たに「ログインID」及び「パスワード」を発行いたします。

バーチャル出席による当日の議決権行使のご案内

１．バーチャル出席とは

バーチャル出席とは、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会において、インターネットを用いて、株主総会に出席することをいいます。

このハイブリッド出席型バーチャル株主総会とは、リアル株主総会（取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会をいいます。）の開催に加え、リアル株主総会の場所にいない株主が、インターネットを用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会のことをいいます。

本株主総会は、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会として開催いたしますので、株主様は、当日バーチャル出席することができます。バーチャル出席された株主様は、インターネット中継を視聴しながら、議決権の行使や質問をすることができます。

２．バーチャル出席の方法

バーチャル出席される株主様は、当日の開会までに、議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」でログインしてください。なお、開会中もログインし出席することができます。

ログイン方法は、２頁「インターネットによる事前の議決権行使のご案内　２．インターネットによる事前の議決権行使の方法」と同様です。

３．議決権の行使とそのお取扱い

バーチャル出席された株主様は、画面の表示に従い、議決権を行使することができます。議決権を行使された後、採決において議長が締め切る時まで、再度議決権を行使し直すことができますが、この場合、最後の議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

事前に議決権行使書用紙の郵送またはインターネットにより議決権を行使されている場合の優先順位は、①当日バーチャル出席中のインターネットによる議決権行使、②事前（当日よりも前）のインターネットによる議決権行使、③議決権行使書用紙の郵送による行使の順序といたします。

したがいまして、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、バーチャル出席して再度議決権を行使されたときは、事前の議決権行使の効力は破棄いたしますが、バーチャル出席中に議決権を行使されなかったときは、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持するお取扱いといたします。

なお、事前に議決権を行使せず、またバーチャル出席中においても議決権を行使されなかった場合は、議決権を行使せずに会場をご退場になる場合と同様に、棄権のお取扱いといたします。

４．質問とそのお取扱い

バーチャル出席された株主様は、画面の表示に従い、質問をすることができます。

いただいた質問は、株主総会事務局が取りまとめ、議長より回答いたします。なお、制約事項等につきましては、２頁「インターネットによる事前の議決権行使のご案内　３．インターネットによる事前の質問の方法」に準じるほか、画面上の表示をご参照ください。

５．バーチャル出席に際して、ご了承いただく事項

バーチャル出席に際しては、次の事項をご了承ください。

なお、バーチャル出席は、株主様へ、リアル株主総会への来場による出席に加え、追加的な出席手段をご提供するものです。ご了承いただけない場合には、バーチャル出席をお控えくださいますようお願い申しあげます。

（1）通信環境の影響や大量アクセスにより、議決権行使サイトがつながりにくくなったり、インターネット中継の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。このような通信障害により株主様に生じた不利益に関して、当社では一切責任を負いかねます。バーチャル出席される株主様におかれましては、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で、バーチャル出席くださいますようお願い申しあげます。

（2）代理人によるバーチャル出席はお受けいたしません。

（3）バーチャル出席される株主様の動議については、取り上げることが困難なため、お受けいたしません。

（4）当日ご来場の株主様から動議提案がされ採決が必要になった場合、バーチャル出席されている株主様は賛否の表明ができません。事前に議決権行使書用紙の郵送またはインターネットにより議決権を行使し当日出席されない株主様と同じお取扱いとなります。

（5）その他推奨環境等、３頁「インターネットによる事前の議決権行使のご案内　４．インターネットによる事前の議決権行使等に際して、ご了承いただく事項」に準じます。また、不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じることがあるほか、株主様におきましては、リアル株主総会への出席と比較して、制約事項や想定外の不利益が生じる可能性がございます。

システム等に関するお問い合わせ先

パイプドＨＤ株式会社
法務・コンプライアンス推進部
電話　03－6744－8039（代表）
（平日午前10時～午後６時）

（提供書面）

事　業　報　告

（令和２年３月１日から
令和３年２月28日まで）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きがみられる状況となりました。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直してゆくことが期待されます。

インターネット業界においては、総務省の令和元年「通信利用動向調査」によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は64.7％と前年度から6.0ポイント上昇しており、クラウドサービス利用の効果について、「効果があった」とする企業の割合は85.5％となりました。働き方改革に伴う生産性向上や業務効率化の需要拡大、セキュリティ対策への関心の高まり等、当社グループにとって追い風とも言える事業環境が継続しております。

当社グループは、令和２年３月より「未来に最適を」という経営理念を新たに掲げ、当社グループのIT事業によって、お客様の仕事や生活の未来をより良くすることを目指して事業に取組んでおります。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当社グループのお客様において在宅勤務の実施や企業活動の自粛が相次ぎました。当社グループでは、案件の失注、商談の長期化、キャンペーンの中止、広告の出稿停止等、マイナスの影響が出た一方、ITを用いた顧客接点の強化や、ITを用いた業務効率化等、ITへの需要の高まりを受け、問い合わせ件数が増加しました。特に情報資産プラットフォーム事業において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種やウェビナー申込等、新型コロナウイルス感染症対策に関連する急を要するシステム案件を多数受注し、業績面で想定よりもプラスの影響が大きい結果となりました。また、緊急事態宣言中は９割以上の従業員を在宅勤務させる対策を講じましたが、在宅勤務の制度を整えた上で、緊急事態宣言解除後も多くの従業員の在宅勤務を継続させ、お客様等に約束している事業の品質や情報セキュリティを確保しながら、通勤や移動時間の削減等による業務効率化と感染症拡大リスクの低減の両立を目指した取組みを推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は6,524百万円（前期比5.1%増）、営業利益は1,427百万円（同2.6%増）、経常利益は1,455百万円（同3.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,226百万円（同78.2%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

1）機能別事業群

クラウドやSNS等のIT基盤の利活用により、CRM、販売促進、EC等の業務効率化に大きな伸びしろが期待される企業・団体全般をターゲットとした事業セグメント群です。各セグメントの詳細は以下のとおりです。

ⅰ）情報資産プラットフォーム事業

昨今の人手不足社会における課題解決の一助として、顧客企業・団体のコスト低減・業務効率化に資するシステムの開発・提供等を行っております。売上高は4,522百万円（前期比6.4%増）、営業利益は1,551百万円（同9.3%増）となりました。その主なサービスは以下のとおりです。

イ）情報資産プラットフォーム「スパイラル®」

当連結会計年度を通じて、操作画面のリニューアル、二段階認証やFIDO認証等の高セキュリティな会員サイトをローコードで構築可能な機能の追加等、プラットフォーム開発によるプロダクト強化を実施しました。また、令和２年11月にグローバル案件にも対応可能な多言語機能を実装した新たなローコード開発プラットフォーム「SPIRAL® ver.2」を提供開始しました。

この結果、「スパイラル®」の有効アカウント数は3,772件となりました。

ロ）その他の主な情報資産プラットフォーム

・アパレル特化型ECプラットフォーム「スパイラルEC®」
・クラウド型グループウェア×CMS×SNS連携プラットフォーム「スパイラルプレース®」
・コールセンタープラットフォーム「BizBase®」
・現場に最適なマイナンバー管理を実現する「スパイラル®マイナンバートータルソリューション」
・クラウド型ストレスチェックサービス「こころの健診センター®」

ⅱ）販促CRMソリューション事業

顧客企業・団体におけるITを活用した業務最適化や顧客との接点機会創出及び強化を支援するサービスの提供や、顧客に応じた最適なITシステムの開発請負等を行っております。売上高は965百万円（前期比0.2%増）、営業利益は32百万円（同61.5%減）となりました。その主なサービスは以下のとおりです。

イ）デジタルCRM事業及び伴走型インサイドセールス代行「TIMELY」
ロ）Webシステムの開発業務等の請負
ハ）アパレル・ファッションに特化したECサイト・アプリの構築、運営及びコンサルティング

ⅲ）広告事業

顧客サービスの認知度、集客力、ブランド力の向上等を目的としたプロモーション設計や広告コンテンツの制作・開発・運用、インターネット広告の代理販売等を行っております。株式会社電通の「2020年日本の広告費」によると、令和２年の総広告費は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け６兆1,594億円（前年比11.2%減）と大きく減少しましたが、インターネット広告市場は、社会のデジタル化加速の追い風を受け２兆2,290億円（前年比5.9%増）と引き続きプラス成長が続いております。当社グループの広告事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費活動の自粛等による影響を受けた一方、新規案件の獲得に励んだ結果、売上高は768百万円（前期比5.6%増）、営業利益は319百万円（同3.4%増）となりました。なお、広告事業の売上高については、広告枠の仕入高を売上高から控除する純額で表示（ネット表示）しており、広告枠の仕入高控除前の総額で表示（グロス表示）した場合の売上高は4,806百万円となります。その主なサービスは以下のとおりです。

イ）インターネット広告の代理販売

ロ）アフィリエイトASP一括管理サービス「スパイラルアフィリエイト®」

２）分野別事業群

クラウドやSNS等のIT基盤を活用した新たな情報共有モデルの実現によってイノベーションが期待される業界・分野をターゲットとした事業セグメント群です。各セグメントの詳細は以下のとおりです。

ⅰ）xTech事業

IT技術の利活用により企業や団体の垣根を越えて情報を共有することで、業界に革新的なサービスを創出することが期待できる事業を行っております。売上高は180百万円（前期比4.5%減）、営業利益は７百万円（前期の営業損失は34百万円）となりました。その主なサービスは以下のとおりです。

イ）ArchiTech：BIM建築情報プラットフォーム「ArchiSymphony®」

ロ）BeauTech：お客様と美容師のための電子カルテアプリ「美歴®」

主要顧客の美容院で休業が相次ぐ等、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けました。

ハ）FinTech：電子地域通貨プラットフォーム「エルコイン®」

ⅱ）社会イノベーション事業

個々の企業や業界の内部にある問題の解決でなく、それらの枠を超えて存在する社会的課題の解決を図ることを目的とした公益性の高い事業を行っております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により下北沢地域の店舗は大きな痛手を受けており、当社グループの「I LOVE 下北沢」及び「I LOVE 下北沢アプリ」事業、並びに「シモキタコイン®」事業もマイナスの影響を受けました。一方で、インターネット投票の機運が高まる等、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした事業機会拡大の向きもあります。売上高は86百万円（前期比9.3%増）、営業損失は22百万円（前期の営業損失は41百万円）となりました。その主なサービスは以下のとおりです。

イ）自治体広報紙プラットフォーム「マイ広報紙®」

令和３年２月に掲載自治体数が国内の自治体数の５割を超える931となりました。

ロ）インターネット投票関連事業及び政治・選挙プラットフォーム「政治山®」

令和２年９月にxID株式会社が提供する「xID」と連携したネット投票システムをつくば市へ導入し、スマホ投票による投票数増加、海外を含む投票場所の自由化、マイナンバーカードとの連携を実証しました。また、同11月に町田市が実施した投票企画にネット投票システムを提供しました。

ハ）地域密着型Webサイト「I LOVE 下北沢」及び「I LOVE 下北沢アプリ」の提供並びにネット社会における地域・商店街の活性化支援事業

令和２年５月に「I LOVE 下北沢アプリ」のテイクアウト予約サービスを開始しました。また、新型コロナウイルス感染症対策を十分にした上で、同10月に「下北沢カレーフェスティバル®2020」や「下北沢古着マーケット」を開催しました。

ニ）下北沢地域で還流する電子地域通貨「シモキタコイン®」

下北沢地域の「シモキタコイン®」加盟店は令和３年２月に150店舗になり、徐々に拡大しております。

３）グループ共通

各セグメントの事業とは直接結びつかない純粋持株会社の管理費用、グループ採用及び育成に係る費用、投資損益等で構成されるセグメントです。

グループ採用及び育成面では、育成枠として令和２年４月に37人を新卒採用、同４月から令和３年２月までに24人を中途採用する等、前期では抑制していた人員の採用、育成による戦力の増強を再開し、採用費、人件費、研修費等が増加しております。

投資面では、令和２年３月にダブルシャープ・パートナーズ株式会社を、同４月にダブルシャープ・パートナーズ株式会社を業務執行組合員とするダブルシャープ・パートナーズ・ファンド１号投資事業組合を設立し、いずれも連結の範囲に含めております。

この結果、営業損失は461百万円（前期の営業損失は346百万円）となりました。

なお、上記ファンドを通じて先進的、革新的なIT事業やサービスを提供する優良なスタートアップ企業へ積極的な投資を実施しており、当連結会計年度は５社へ約130百万円を出資しました。また、米国のSprinklr, Inc.株式の売却により投資有価証券売却益293百万円を特別利益に計上し、グループ全体の親会社株主に帰属する当期純利益の積み増しに寄与しました。加えて、資本効率の向上及び今後の資本政策の実施に備えるため、当連結会計年度において約500百万円で334,300株（期末発行済株式数の4.1％）の自己株式を取得しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は136百万円で、その主なものは、サーバー設備等の取得20百万円、サービス提供用ソフトウェアの追加機能開発109百万円によるものです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、金融機関等からの借入れにより1,155百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社連結子会社の株式会社カレンは、令和２年４月１日を効力発生日として、デジタルCRM事業を当社連結子会社の株式会社ゴンドラへ事業譲渡いたしました。

当社連結子会社の株式会社フレンディットは、令和２年５月１日を効力発生日として、クラウド型グループウェア×CMS×SNS連携プラットフォーム「スパイラルプレース®」を営む事業を当社連結子会社の株式会社パイプドビッツへ事業譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、令和２年３月４日付で100%出資子会社のダブルシャープ・パートナーズ株式会社を設立し、連結子会社といたしました。

ダブルシャープ・パートナーズ株式会社は、同社を業務執行組合員とするダブルシャープ・パートナーズ・ファンド１号投資事業組合を組成いたしました。当社は、令和２年４月10日付で、同ファンドへ99.40%出資し、連結子会社といたしました。

当社は、令和２年10月７日付で、当社が投資有価証券として保有する米国のSprinklr, Inc.の全株式を売却いたしました。

（2）企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 3 期 (平成30年２月期)	第 4 期 (平成31年２月期)	第 5 期 (令和２年２月期)	第 6 期 (当連結会計年度) (令和３年２月期)
売　上　高(百万円)	5,143	5,419	6,207	6,524
経 常 利 益(百万円)	749	390	1,402	1,455
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	457	140	688	1,226
１株当たり当期純利益　(円)	60.24	18.50	89.06	154.73
総　資　産(百万円)	5,107	5,877	7,128	8,074
純　資　産(百万円)	2,388	2,443	3,901	4,491
１株当たり純資産額　(円)	311.51	316.66	477.39	574.38

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式から自己株式を控除した数値に基づき算出しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社パイプドビッツ	300百万円	100.00%	情報資産プラットフォーム事業、販促CRMソリューション事業
ペーパレススタジオジャパン株式会社	87百万円	94.15%	BIM建築情報プラットフォーム事業、BIM導入コンサル事業、BIM製作受託事業
株式会社ゴンドラ	30百万円	100.00%	広告事業、WEBソリューション事業、ソーシャルマネジメント事業、デジタルCRM事業
株式会社フレンディット	20百万円	100.00%	情報資産プラットフォーム事業、ECプロデュース事業、コールセンター支援事業、ソリューション事業
株式会社美歴	25百万円	100.00%	美容、理容に係るサービスの企画、開発、運営、販売等に関する事業
株式会社カレン	49百万円	51.41%	伴走型インサイドセールス代行事業
株式会社VOTE FOR	15百万円	100.00%	メディア・広告事業、ソリューション事業、コンサルティング事業、オープンデータサービスの開発、販売
株式会社アイラブ	15百万円	100.00%	地域における店舗等を中心としたソリューションの提供及び各種イベント開催に関する事業
株式会社エルコイン	17百万円	49.30%	電子地域通貨プラットフォーム事業
ダブルシャープ・パートナーズ株式会社	30百万円	100.00%	ベンチャー企業への投資、投資ファンドの組成運営事業

(注)１．令和２年３月４日に、ダブルシャープ・パートナーズ株式会社を設立いたしました。
２．当社の連結子会社であった株式会社ブルームノーツは、令和元年12月31日付で解散し、令和２年８月14日付で清算結了したことから、連結の範囲から除外しております。
３．株式会社エルコインは、当社の議決権比率が100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため、子会社としております。
４．株式会社カレンは、デジタルCRM事業を株式会社ゴンドラへ令和２年４月１日付で事業譲渡し、当該事業譲渡に伴う反対株主による株式買取請求権の行使を受け、自己株式の買い取りを行いました。これにより、当社の議決権比率は上記のとおりとなりました。

５．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社パイプドビッツ
特定完全子会社の住所	東京都港区赤坂二丁目９番11号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,233百万円
当社の総資産額	5,072百万円

（4）対処すべき課題

インターネット業界を取り巻く事業環境は絶えず変化しており、予期せぬ要因により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束後に予想される顧客・市場・社会の変化に柔軟に対応していくことが必要不可欠であり、当社グループにとって予断を許さない事業環境が継続するものと思われます。このような環境において、当社グループは、以下の項目を今後の課題と位置付け、さらなる事業拡大とともに、信用力の強化を図ってまいります。

① 人材の確保・育成

当社グループの中長期的な成長のためには人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。昨今の人材採用は売手市場であり、採用難が予想されることから、当社グループでは、新卒及び中途採用をグループ一括で行い、一定期間の研修期間を設けた上で現場へ配属するグループ採用・育成を行うことで、採用力の強化、育成を集約することによって質の均質化と現場への負担の軽減を図っており、当面この手法を継続してまいります。

② 商品力の強化・新製品の開発

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社グループは、今後も顧客の声を広く収集するとともに、その要望と仕様を反映することで既存サービスの機能改善・追加を継続的に実施し、また、新製品の開発に努めてまいります。

③ 収益基盤の多様化

当社グループの収益の多くは、情報資産プラットフォーム「スパイラル®」が占めております。クラウドサービス市場の成長に伴い、今後も「スパイラル®」の成長を見込む一方、急激な市場の変化や「スパイラル®」に重大なトラブルが発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、中長期的に「スパイラル®」以外のサービスから第二、第三の柱を立てることにより、さらなる安定的な収益基盤を築いてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、持続的な成長を維持し、企業としての社会的信用を増大してゆくことが重要であると考えております。そのために、事業規模の拡大に見合った内部管理体制の強化に努めてまいります。また、当社グループは、個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築し、第三者機関による認証（注）を取得しており、これらが当社グループの競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。今後も継続的にマネジメント・システムを改善し、組織力を強化してまいります。

（注）第三者機関による認証

当社グループは、以下のとおり第三者機関による認証を受けております。

1．「プライバシーマーク」
株式会社パイプドビッツ、株式会社カレン及び株式会社VOTE FORが取得しております。

2．「JAPiCOマーク」
株式会社ゴンドラ、株式会社フレンディット、株式会社美歴、株式会社アイラブ及び当社が取得しております。

3．「ISO/IEC 27001:2013／JIS Q 27001:2014」
株式会社パイプドビッツ、株式会社ゴンドラ、株式会社フレンディット及び当社が取得しております。

4．その他認証
その他の認証として、株式会社パイプドビッツは、「ISO9001:2015」及び「ISO/IEC 20000-1:2011／JIS Q 20000-1:2012」の認証を取得しているほか、総務省の推進する「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」、「IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」及び「特定個人情報ASP・SaaS情報開示認定制度」の認定を取得しております。また、クラウドサービスに特化した認証である「CSA STAR CERTIFICATION 2014」を日本企業で初めて取得しております。さらに、クラウドセキュリティの国際規格である「ISO/IEC27017」の認証も取得しております。

（5）主要な事業内容（令和３年２月28日現在）

主要な事業内容は次のとおりであります。

情報資産プラットフォーム事業、販促CRMソリューション事業、広告事業、xTech事業、社会イノベーション事業

（6）主要な事業所（令和３年２月28日現在）

当社	本社：東京都港区
株式会社パイプドビッツ	本社：東京都港区 支店：札幌支店　北海道札幌市 名古屋支店　愛知県名古屋市 京都支店　京都府京都市 大阪支店　大阪府大阪市 福岡支店　福岡県福岡市
ペーパレススタジオジャパン株式会社	本社：東京都港区
株式会社ゴンドラ	本社：東京都中央区
株式会社フレンディット	本社：東京都港区
株式会社美歴	本社：東京都港区
株式会社カレン	本社：東京都千代田区
株式会社VOTE FOR	本社：東京都港区
株式会社アイラブ	本社：東京都世田谷区
株式会社エルコイン	本社：東京都港区
ダブルシャープ・パートナーズ株式会社	本社：東京都港区

（7）使用人の状況（令和３年２月28日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報資産プラットフォーム事業	323（8）名	40名増（1名減）
販促CRMソリューション事業	58（5）	13名減（4名増）
広告事業	34（3）	4名増（2名増）
xTech事業	9（13）	増減なし（1名増）
社会イノベーション事業	6（10）	1名増（1名減）
グループ共通	24（－）	4名増（増減なし）
合計	454（39）	36名増（5名増）

（注）１．使用人数は就業人員であり、パートタイマー及び契約社員は（ ）内に、年間の平均人員を外数で記載しております。

２．グループ共通の使用人数は、当社の間接部門の使用人数であります。

３．使用人数が前連結会計年度末と比べて36名増加しておりますが、増加の主な理由は前期は抑制していた人員の採用、育成による戦力の増強を再開したためであります。

（8）主要な借入先の状況（令和３年２月28日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	1,108
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	500
株式会社三井住友銀行	100

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、令和３年４月20日付で当社が保有する株式会社カレンの全株式を譲渡し、同社は当社の連結の範囲から除外されました。

内容の詳細につきましては、連結注記表の「７．重要な後発事象にする注記」をご参照ください。

２．会社の現況

（１）株式の状況（令和３年２月28日現在）

① 発行可能株式総数　　32,000,000株

② 発行済株式の総数　　8,144,664株

（注）第３回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は19,400株増加しております。

③ 株主数　　3,941名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐谷宣昭	2,801,200株	35.87%
Ｔ．Ｇ．アセット有限会社	1,364,000	17.46
株式会社ＳＢＩ証券	354,740	4.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	266,200	3.41
岩崎泰次	120,800	1.55
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	87,400	1.12
ＢＮＹ　ＧＣＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＪＰＲＤ　ＡＣ　ＩＳＧ　（ＦＥ－ＡＣ）	72,600	0.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	64,100	0.82
東山明弘	56,000	0.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	54,100	0.69

（注）当社は、自己株式334,532株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

令和２年４月21日開催の当社取締役会において決定いたしました、会社法第459条第１項第１号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について、次のとおり実施いたしました。

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	334,300株（上限500,000株の66.9%）
(3) 株式の取得価額の総額	499,936,000円（上限500百万円の100.0%）
(4) 取得期間	令和２年４月22日から令和２年10月21日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

（２）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和３年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐谷宣昭	社長兼執行役員グループCEO 株式会社パイプドビッツ　取締役 ペーパレススタジオジャパン株式会社　取締役 株式会社ゴンドラ　取締役 株式会社フレンディット　取締役 株式会社美歴　取締役 株式会社カレン　取締役 株式会社VOTE FOR　取締役 株式会社アイラブ　取締役 株式会社エルコイン　取締役 株式会社シモキタコイン　取締役 ダブルシャープ・パートナーズ株式会社　取締役
取締役	深井雄一郎	執行役員グループCOO ペーパレススタジオジャパン株式会社　取締役
取締役	大屋重幸	ダブルシャープ・パートナーズ株式会社　代表取締役 執行役員グループCFO 株式会社ゴンドラ　監査役 株式会社フレンディット　監査役 株式会社美歴　監査役 株式会社VOTE FOR　監査役 株式会社アイラブ　監査役 株式会社エルコイン　監査役 株式会社シモキタコイン　監査役
取締役	鶴本浩司	株式会社マーケティング・ボイス　代表取締役 トラベルボイス株式会社　代表取締役
取締役	村松充雄	一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会　常務理事
常勤監査役	和田　昇	株式会社パイプドビッツ　監査役 ペーパレススタジオジャパン株式会社　監査役 株式会社カレン　監査役 株式会社MAKE HOUSE　監査役
監査役	大村　健	フォーサイト総合法律事務所　代表パートナー弁護士 ユナイテッド株式会社　社外監査役 アライドアーキテクツ株式会社　社外取締役(監査等委員)
監査役	渡邉宣昭	公認会計士渡邉宣昭事務所　所長 株式会社東天紅　社外監査役

（注）１．取締役鶴本浩司氏及び村松充雄氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役和田昇氏、監査役大村健氏及び渡邉宣昭氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役和田昇氏は、経営者及び監査役としての豊富な経験及び幅広い見識を有するものであります。
４．監査役大村健氏は、弁護士として企業法務に関する専門的な知見を有するものであります。
５．監査役渡邉宣昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、取締役鶴本浩司氏及び村松充雄氏、常勤監査役和田昇氏、並びに監査役大村健氏及び渡邉宣昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額、監査役は240万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	5(2)	61(5)
監査役（うち社外監査役）	3(3)	15(15)
合計（うち社外役員）	8(5)	77(21)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、令和２年５月27日開催のパイプドＨＤ株式会社第５回定時株主総会において年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まれないものとします。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成28年５月27日開催のパイプドＨＤ株式会社第１回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役及びトラベルボイス株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、株式会社マーケティング・ボイス及びトラベルボイス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役村松充雄氏は、一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会常務理事を兼務しております。なお、一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会と当社との間には特別の関係はありません。

監査役和田昇氏は、株式会社パイプドビッツの監査役、ペーパレススタジオジャパン株式会社の監査役、株式会社カレンの監査役及び株式会社MAKE HOUSEの監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社パイプドビッツ、ペーパレススタジオジャパン株式会社、株式会社カレン及び株式会社MAKE HOUSEと当社との間には、業務支援に関する取引関係があります。

監査役大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナー弁護士、ユナイテッド株式会社の社外監査役及びアライドアーキテクツ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、フォーサイト総合法律事務所、ユナイテッド株式会社及びアライドアーキテクツ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役渡邉宣昭氏は、公認会計士渡邉宣昭事務所の所長及び株式会社東天紅の社外監査役を兼務しております。なお、公認会計士渡邉宣昭事務所及び株式会社東天紅と当社との間には特別の関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び活動状況
取締役	鶴本浩司	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、主に経営者としての豊富な経験・実績、また専門性、国際性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を行っております。
取締役	村松充雄	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、主に経営者としての知見及びプロジェクトマネジメントの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を行っております。
監査役	和田　昇	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。また同期間中に開催された監査役会16回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、経営に関する豊富な経験、実績に基づき、審議事項について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。
監査役	大村　健	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。また同期間中に開催された監査役会16回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から、審議事項について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。
監査役	渡邉宣昭	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。また同期間中に開催された監査役会16回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、公認会計士としての主に財務及び会計の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第２項の規程に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

（4）会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

（5）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役会は、コンプライアンス体制を確保するにあたり、統括責任者として、コンプライアンス担当執行役員を任命する。

2）取締役会は、コンプライアンス体制を確保するために必要な規程を整備し、コンプライアンス担当執行役員は、取締役及び使用人に対し規程の周知と啓蒙を図るための教育を実施する。

3）コンプライアンス担当執行役員は、法令等の改正状況を随時把握し、当社への影響を検証し、必要な是正、予防措置を執行役員会または取締役会へ提言する。

4）コンプライアンス担当執行役員は、行政機関等による調査、指導または照会があった際に、速やかにコンプライアンス担当執行役員に情報を伝達する体制を整備する。

5）取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室は、監査役、会計監査人及びグループ横断で組織するＰＧコンプライアンス委員会と連携しながらコンプライアンス状況を監査する。その結果は定期的に取締役会へ報告されるものとする。

6）取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱を禁止する制度を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。

2）取締役及び監査役が、文書を閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）取締役会は、当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置及び発生した損失への対応（以下、「リスク管理」という。）の統括責任者を代表取締役社長と定める。

2）取締役会は、統括責任者と連携し、当社全体のリスクを網羅的、統括的に把握及び評価し、リスク管理の全体的推進を図るため、リスク管理担当執行役員を任命する。

3）内部監査室は、リスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会へ報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を定め、以下の体制を整備することにより取締役の職務執行の効率化を図る。

1）決裁基準表による執行権限の委譲
2）執行役員を構成員とする執行役員会の設置
3）取締役会による中期経営計画の策定、「グループ予算管理方針」に基づく年次及び月次の予実管理の実施

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備する。
2）取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備する。
3）取締役会は、連結子会社の取締役もしくは使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役へ報告するための体制を整備するとともに、監査役は必要に応じてこれらの者に対して直接説明を求めることができる。
4）取締役会は、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備する。

⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1）監査役は、職務を執行する上で必要な費用を請求することができる。
2）監査役は、職務の遂行上緊急または臨時に支出した費用について、会社に償還を請求することができる。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、経営環境に関する相互理解を深めるとともに監査役監査に必要かつ適切な環境を整備する。

⑧ 反社会的勢力排除のための体制

1）反社会的勢力による被害防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

2）取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応を行う組織として法務・コンプライアンス推進部を設置する。

3）法務・コンプライアンス推進部は、随時警察等の行政機関や顧問弁護士等の専門家と連携し、取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努める。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

1）取締役会において「グループの財務報告に係る内部統制評価の方針」を制定し、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制を構築するとともに、当該体制が適正に機能することを継続的に評価する。

2）当社及び連結子会社の財務報告の適正性を確保するための組織として、当社及び連結子会社の役職員から構成する「ＰＧ情報開示委員会」を設置する。

⑩ 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）当社取締役または使用人を連結子会社の役員として派遣し、取締役会に出席し意見を述べる等重要な意思決定に関わることで業務の適正性向上を図る。

2）取締役会が連結子会社の業績及び取締役会の運営状況について報告を受ける体制を整備する。

3）当社及び連結子会社で構成するＰＧコンプライアンス委員会を組織し、定期的に法令改正状況、グループ各社の法令遵守状況の確認を行い、情報共有及び業務の適正性向上を図る。

4）グループ全体のリスクの把握、評価及び損失回避に必要な体制を構築することを目的に「グループリスク管理体制整備の基本方針」を定める。

5）当社及び連結子会社が意思疎通を保持し整合性のある一貫した効率経営に資することを目的に「グループ会社管理規程」を制定するとともに、連結子会社との間で個別に投資契約書を締結し、当該契約書において「グループ会社管理規程」の遵守を規定する。
6）「グループ会社管理規程」において、連結子会社の経営上の重要事項を規定し、当該重要事項の決定にあたっては、事前に当社の取締役会等による承認を得ることを義務付ける。
7）連結子会社と個別に業務委託契約書を締結し、連結子会社の経営及び文書管理、反社調査を含む内部統制に必要な支援及び指導を行う。
8）「グループ会計処理方針」を定め、会計処理の統一的運用を図る。
9）当社内部監査室は、連結子会社の監査を行い、当社の監査役との情報共有を図り、監査役監査の実効性の向上を図る。

⑪ その他業務の適正を確保するための体制

当社は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会及びグループ横断委員会等の重要な会議に出席し、議事録その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を保持する。

（6）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行状況

取締役会は、取締役会規程等を制定し、取締役が法令及び定款等に従い職務を執行しているかを監督しております。取締役会においては、監査役も出席の上活発な審議が行われ、重要な業務執行に関する意思決定を監督しております。

② コンプライアンスの状況

コンプライアンス体制については、規程を整備し、当社業務に関連する法令等の制定、改正状況を把握、評価の上取締役会に報告しております。役職員に対しても定期的にインサイダー取引防止、情報セキュリティ及び個人情報保護等の教育を行い、コンプライアンス意識の向上に努めております。

③ リスクマネジメントの状況

当社は、リスク管理方針等に基づき、当社のグループのリスクを把握、評価、見直しを行い、内部監査部門はリスク管理の状況を監査し取締役会に報告しております。

④ 監査役監査の実効性確保の状況

監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査するとともに、定期的に代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と情報交換、意思疎通を図るほか、監査役への報告及び情報の提供体制を整備しております。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、永続的な事業の遂行と発展を実現してゆくために、株主への利益還元が重要な経営施策の一つであると認識しており、利益剰余金を積極的に成長投資に活用するとともに、現金配当や自社株買い等の株主への利益還元によって資本効率を高めることが重要であると認識しております。

現金配当については、株主への利益還元と将来の成長投資のための内部留保とのバランスを勘案し、配当性向30％程度を目処に実施する方針を掲げており、当面この基本方針を継続してまいります。

なお、現金配当の機会は、中間配当と期末配当の年２回であり、いずれの決定機関も取締役会であります。

当期の配当については、１株当たり期末配当14円とする旨を令和３年４月21日開催の取締役会で決議いたしました。当期は１株当たり中間配当９円を実施しておりますので、期末配当と合わせた年間配当は１株当たり23円となり、前期から２円の増配となります。

連結貸借対照表

（令和３年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,921,940**	**流動負債**	**3,127,739**
現金及び預金	5,049,032	短期借入金	1,102,000
受取手形及び売掛金	1,641,246	1年以内返済予定の長期借入金	200,000
たな卸資産	12,788	未払金	979,527
前払費用	120,850	未払費用	92,686
その他	111,175	未払法人税等	267,717
貸倒引当金	△13,153	未払消費税等	130,773
固定資産	**1,152,199**	賞与引当金	194,693
有形固定資産	**85,375**	その他	160,340
建物	51,690	**固定負債**	**454,935**
工具、器具及び備品	33,685	長期借入金	453,000
無形固定資産	**428,652**	繰延税金負債	1,935
商標権	1,435	**負債合計**	**3,582,674**
ソフトウェア	369,230	（純資産の部）	
ソフトウェア仮勘定	57,925	**株主資本**	**4,481,954**
その他	60	資本金	516,647
投資その他の資産	**638,171**	資本剰余金	285,672
投資有価証券	239,478	利益剰余金	4,179,953
関係会社株式	26,875	自己株式	△500,320
差入保証金	254,253	**その他の包括利益累計額**	**4,058**
破産更生債権等	16,875	その他有価証券評価差額金	4,385
繰延税金資産	106,588	為替換算調整勘定	△326
その他	10,975	**新株予約権**	**595**
貸倒引当金	△16,875	**非支配株主持分**	**4,856**
資産合計	**8,074,139**	**純資産合計**	**4,491,464**
		負債・純資産合計	**8,074,139**

連結損益計算書

（令和２年３月１日から
令和３年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,524,156**
売上原価		**1,614,032**
売上総利益		**4,910,124**
販売費及び一般管理費		**3,483,064**
営業利益		**1,427,060**
営業外収益		
受取利息	112	
受取手数料	981	
助成金収入	7,203	
為替差益	5,510	
持分法による投資利益	6,027	
投資事業組合運用益	11,719	
未払配当金除斥益	615	
その他	2,315	34,485
営業外費用		
支払利息	4,732	
支払手数料	1,616	
その他	130	6,479
経常利益		**1,455,066**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,107	
投資有価証券売却益	293,444	295,552
特別損失		
固定資産除却損	1,371	
減損損失	14,057	15,429
税金等調整前当期純利益		**1,735,189**
法人税、住民税及び事業税		517,524
法人税等調整額		1,025
当期純利益		**1,216,640**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△9,846
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,226,486**

連結株主資本等変動計算書

（令和２年３月１日から
令和３年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	506,424	287,786	3,121,978	△188	3,916,000
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	10,223	10,223			20,447
自己株式の取得				△500,131	△500,131
剰余金の配当			△168,511		△168,511
親会社株主に帰属する当期純利益			1,226,486		1,226,486
連結子会社の増資による持分の増減		287			287
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△12,624			△12,624
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	10,223	△2,113	1,057,975	△500,131	565,953
当連結会計年度末残高	516,647	285,672	4,179,953	△500,320	4,481,954

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△37,057	△48	△37,105	2,800	19,963	3,901,659
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						20,447
自己株式の取得						△500,131
剰余金の配当						△168,511
親会社株主に帰属する当期純利益						1,226,486
連結子会社の増資による持分の増減						287
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△12,624
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	41,442	△278	41,163	△2,204	△15,107	23,852
連結会計年度中の変動額合計	41,442	△278	41,163	△2,204	△15,107	589,805
当連結会計年度末残高	4,385	△326	4,058	595	4,856	4,491,464

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（１）連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　13社

主要な連結子会社の名称

株式会社パイプドビッツ
ペーパレススタジオジャパン株式会社
株式会社ゴンドラ
株式会社フレンディット
株式会社美歴
株式会社カレン
株式会社VOTE FOR
株式会社アイラブ
株式会社エルコイン
ダブルシャープ・パートナーズ株式会社
ダブルシャープ・パートナーズ・ファンド１号投資事業組合

当連結会計年度より、ダブルシャープ・パートナーズ株式会社、ダブルシャープ・パートナーズ株式会社を業務執行組合員とするダブルシャープ・パートナーズ・ファンド１号投資事業組合を新たに設立し、いずれも連結の範囲に含めております。

また、連結子会社であった株式会社ブルームノーツは清算結了により連結の範囲から除外しております。

（２）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用関連会社の数　１社

主要な持分法適用の関連会社の名称

株式会社MAKE HOUSE

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社１社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結計算書類作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4)会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

持分法非適用関連会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び仕掛品

主に個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 ８～15年

工具、器具及び備品 ４～10年

２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（最長５年）における定額法によっております。

３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 重要な引当金の計上基準

１）貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

２）賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

（1）一括掲記のたな卸資産の内訳

仕掛品	12,609千円
商品	179千円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　252,286千円

3．連結損益計算書に関する注記

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額（千円）
連結子会社の自社利用ソフトウェア	自社利用ソフトウェア等	―	14,057

当社グループは、継続的に損益を把握している管理会計に準じた単位をもとに資産のグルーピングを行っております。

連結子会社の自社利用ソフトウェアは、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,125,264株	19,400株	－株	8,144,664株

(注)発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	116株	334,416株	－株	334,532株

(注)自己株式の数の増加は、令和２年４月21日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和２年４月21日取締役会	普通株式	97,501	12.00	令和２年２月29日	令和２年５月12日
令和２年９月30日取締役会	普通株式	71,010	9.00	令和２年８月31日	令和２年11月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和３年４月21日取締役会	普通株式	利益剰余金	109,341	14.00	令和３年２月28日	令和３年５月11日

（4）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　119,100株

５．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、主に銀行借入にて必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金等で運用する方針であり、投機的な取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

１）預金は普通預金及び外貨預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い金融機関であります。また、外貨預金は為替の変動リスクに晒されております。

２）営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

３）差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

４）投資有価証券は、主に純投資目的及び事業推進目的で保有しており、発行会社の財政状態の悪化リスクに晒されております。

５）営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが１年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

６）短期借入金及び長期借入金（原則として５年以内）は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権債務管理規程等に従い債権管理担当者が常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの支払期日及び残高の管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

外貨預金については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することがきわめて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,049,032	5,049,032	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,641,246		
貸倒引当金 ※1	△13,153		
	1,628,092	1,628,092	－
資産計	6,677,125	6,677,125	－
(1) 短期借入金	1,102,000	1,102,000	－
(2) 未払金	979,527	979,527	－
(3) 未払法人税等	267,717	267,717	－
(4) 長期借入金 ※2	653,000	652,319	△680
負債計	3,002,245	3,001,564	△680

※1．受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
※2．長期借入金には1年以内返済予定分を含めております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2．時価を把握することがきわめて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式 ※1	266,354
差入保証金 ※2	254,253
合計	520,607

※1．非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することがきわめて困難と認められるため、時価の開示対象としておりません。
※2．差入保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握するのがきわめて困難と認められるため、時価の開示対象としておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	5,049,032	－	－	－
受取手形及び売掛金	1,641,246	－	－	－
合計	6,690,279	－	－	－

４．借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
短期借入金	1,102,000	－	－	－
長期借入金	200,000	421,458	31,542	－
合計	1,302,000	421,458	31,542	－

６．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　574円38銭

（２）１株当たり当期純利益　154円73銭

７．重要な後発事象に関する注記

連結子会社の異動

当社は、令和３年４月９日開催の取締役会で、当社が保有する株式会社カレンの全株式を譲渡することを決議し、これにより、同社は当社の連結子会社より異動します。

（１）異動の理由

株式会社カレンは、令和２年４月に同社の主力事業であるデジタルマーケティング事業を当社の連結子会社である株式会社ゴンドラへ事業譲渡し、新規事業である伴走型インサイドセールス代行事業に注力できる環境を整えてまいりました。今般、同社がより機動的に事業を推進するため、当社が保有する同社の全株式を同社代表取締役社長の藤﨑氏へ譲渡することで両者合意にいたりました。本件譲渡により、同社は当社の連結対象から外れます。

（２）異動する連結子会社の概要

名称	株式会社カレン		
所在地	東京都千代田区神田神保町三丁目９番15号		
代表者	代表取締役社長　藤﨑健一		
事業内容	伴走型インサイドセールス代行事業		
資本金	49百万円		
設立年月日	平成26年１月６日		
大株主及び持株比率	当社　42.7％ 同社代表取締役社長　藤﨑健一　40.2％ 同社自己株式　16.9％ 他２名　0.2％		
上場会社と当該会社との関係	資本関係	同社は、当社が42.7％を出資する連結子会社であります。	
	人的関係	当社代表取締役が同社取締役を、当社常勤監査役が同社監査役を兼務しております。	
	取引関係	当社は、同社との業務委託契約に基づく業務支援取引をしております。	
最近３年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成30年２月期	平成31年２月期	令和２年２月期
総資産	142百万円	72百万円	74百万円
純資産	11百万円	28百万円	23百万円
１株当たり純資産	309.53円	665.98円	562.90円
売上高	529百万円	370百万円	280百万円
営業利益	66百万円	7百万円	△7百万円
経常利益	65百万円	6百万円	△4百万円
当期純利益	64百万円	6百万円	△4百万円
１株当たり当期純利益	1,696.28円	163.09円	△103.08円
１株当たり配当金	0円	0円	0円

（３）譲渡先の概要

氏名	藤﨑健一	
住所	東京都江東区	
上場会社と当該個人との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

（４）譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

譲渡前の所有株式数	18,000株（議決権の数：18,000個、所有割合：51.41％）
譲渡株式数	18,000株
譲渡価額の総額	13,713,300円
譲渡後の所有株式数	0株（議決権の数：0個、所有割合：0.00％）

（５）日程

令和３年４月９日	当社取締役会決議
令和３年４月14日	株式譲渡契約締結日
令和３年４月20日	株式譲渡効力発生日

（６）今後の見通し

本件により譲渡益が生じますが、当社グループの令和４年２月期業績に与える影響は軽微であり、令和４年２月期業績予想に反映しております。

８．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（令和３年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,132,069	流動負債	1,351,540
現金及び預金	2,730,678	短期借入金	1,100,000
売掛金	311,828	1年以内返済予定の長期借入金	200,000
短期貸付金	9,000	未払金	12,918
前払費用	6,166	未払費用	4,540
未収還付法人税等	70,454	預り金	4,695
その他	3,941	未払消費税等	20,704
固定資産	1,940,403	賞与引当金	8,671
有形固定資産	18,774	その他	10
建物	18,774	固定負債	401,935
無形固定資産	442	長期借入金	400,000
商標権	442	繰延税金負債	1,935
投資その他の資産	1,921,187	負債合計	1,753,475
投資有価証券	340,227	（純資産の部）	
関係会社株式	1,508,585	株主資本	3,314,016
差入保証金	48,913	資本金	516,647
長期貸付金	289,000	資本剰余金	2,323,987
保険積立金	10,955	資本準備金	516,647
貸倒引当金	△276,495	その他資本剰余金	1,807,339
		利益剰余金	973,701
		その他利益剰余金	973,701
		繰越利益剰余金	973,701
		自己株式	△500,320
		評価・換算差額等	4,385
		その他有価証券評価差額金	4,385
		新株予約権	595
		純資産合計	3,318,997
資産合計	5,072,472	負債・純資産合計	5,072,472

損　益　計　算　書

（令和２年３月１日から
令和３年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		1,036,437
営業費用		453,216
営業利益		583,221
営業外収益		
受取利息	5,131	
受取手数料	86	
為替差益	6,137	
投資事業組合運用益	2,600	
未払配当金除斥益	615	
その他	243	14,814
営業外費用		
支払利息	4,713	
支払手数料	1,616	6,329
経常利益		591,706
特別利益		
新株予約権戻入益	2,107	
投資有価証券売却益	293,444	
関係会社清算益	6,127	301,679
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	44,951	44,951
税引前当期純利益		848,435
法人税、住民税及び事業税		39,777
当期純利益		808,657

株主資本等変動計算書

（令和２年３月１日から
令和３年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	506,424	506,424	1,807,339	2,313,763	333,556	333,556
事業年度中の変動額						
新株の発行	10,223	10,223		10,223		
剰余金の配当					△168,511	△168,511
当期純利益					808,657	808,657
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	10,223	10,223	―	10,223	640,145	640,145
当期末残高	516,647	516,647	1,807,339	2,323,987	973,701	973,701

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△188	3,153,555	△37,057	△37,057	2,800	3,119,297
事業年度中の変動額						
新株の発行		20,447				20,447
剰余金の配当		△168,511				△168,511
当期純利益		808,657				808,657
自己株式の取得	△500,131	△500,131				△500,131
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			41,442	41,442	△2,204	39,237
事業年度中の変動額合計	△500,131	160,461	41,442	41,442	△2,204	199,699
当期末残高	△500,320	3,314,016	4,385	4,385	595	3,318,997

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（２）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産	定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　15年
②無形固定資産	定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（４）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務	決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（５）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　5,225千円

（２）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	322,313千円
長期金銭債権	289,000千円
短期金銭債務	6,142千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
営業収益	1,036,048千円
営業費用	53,042千円
営業取引以外の取引高	5,071千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	334,532株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	2,655千円
関係会社株式評価損	154,266
投資有価証券評価損	59,251
関係会社貸倒引当金	84,662
繰越欠損金	34,714
その他	7,961
繰延税金資産小計	343,512
評価性引当額	△343,512
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,935
繰延税金負債合計	△1,935
繰延税金負債の純額	△1,935

６．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社パイプドビッツ	(所有)直接100.00%	役員の兼任 経営指導 業務の受託	経営指導料の受取(注)2 業務受託料の受取(注)3	258,948 93,574	売掛金	276,938
子会社	株式会社美歴	(所有)直接100.00%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)4、5 利息の受取(注)4	－ 2,383	長期貸付金 未収収益	161,000 2,396
子会社	株式会社VOTE FOR	(所有)直接100.00%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)4、6 利息の受取(注)4	20,000 1,428	長期貸付金 未収収益	100,000 12

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

２．経営指導料につきましては、役務提供に対する費用等を総合的に勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。
３．業務受託料につきましては、人件費等を勘案し、合理的に決定しております。
４．貸付利率は、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
５．資金の貸付に対し、153,113千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において4,113千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
６．資金の貸付に対し、86,504千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において18,960千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

７．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　424円88銭
（２）１株当たり当期純利益　102円02銭

８．重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「７．重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

９．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年４月20日

パイプドＨＤ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　守　谷　徳　行　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　山　謙　二　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、パイプドＨＤ株式会社の令和２年３月１日から令和３年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイプドＨＤ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年４月20日

パイプドＨＤ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　守　谷　徳　行　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　山　謙　二　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、パイプドＨＤ株式会社の令和２年３月１日から令和３年２月28日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和２年３月１日から令和３年２月28日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和３年４月20日

パイプドＨＤ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　和田　昇　㊞

監査役（社外監査役）　大村　健　㊞

監査役（社外監査役）　渡邉　宣昭　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役５名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有株式数 （株）
1	佐谷　宣昭（さたに　のぶあき） （昭和47年11月12日生）	平成12年４月　株式会社パイプドビッツ設立 代表取締役 平成17年12月　同社代表取締役社長CEO 平成27年９月　当社代表取締役社長兼執行役員 グループCEO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社パイプドビッツ　取締役 ペーパレススタジオジャパン株式会社　取締役 株式会社ゴンドラ　取締役 株式会社フレンディット　取締役 株式会社美歴　取締役 株式会社カレン　取締役 株式会社VOTE FOR　取締役 株式会社アイラブ　取締役 株式会社エルコイン　取締役 株式会社シモキタコイン　取締役 ダブルシャープ・パートナーズ株式会社 取締役	2,801,200
	取締役候補者とした理由　当社グループの創業者であり、創業より当社グループの経営を牽引するとともに、経営に関して豊富な経験、実績、知見を有しており、今後も当社の企業価値向上に資することを期待しております。		
2	深井　雄一郎（ふかい　ゆういちろう） （昭和49年２月11日生）	平成９年４月　エヌ・ティ・ティ・リース株式 会社入社 平成16年10月　株式会社オプト入社 平成18年６月　クロスフィニティ株式会社 代表取締役社長 平成18年９月　eMFORCE Inc社非常勤取締役 平成19年８月　株式会社リサイクルワン入社 平成20年３月　株式会社パイプドビッツ入社 執行役員COO 平成20年５月　同社取締役COO 平成21年３月　同社取締役副社長COO 平成27年９月　当社取締役兼執行役員グループ COO（現任） （重要な兼職の状況） ペーパレススタジオジャパン株式会社　取締役	10,000
	取締役候補者とした理由　将来の当社グループの売上高増大に貢献する人材の採用及び育成に関するプロジェクトを推進するとともに、経営に関して豊富な経験、実績、知見を有しており、今後も当社の企業価値向上に資することを期待しております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有株式数 （株）
3	大屋 重幸（おおや しげゆき） （昭和45年１月３日生）	平成５年４月　株式会社トーメン入社 平成14年４月　株式会社マクロミル入社 平成14年９月　同社常勤監査役 平成20年２月　株式会社アトランティス 取締役CFO 平成21年６月　株式会社パイプドビッツ入社 執行役員CRO 平成22年５月　同社取締役CFO 平成27年９月　当社取締役兼執行役員グループCFO（現任） 令和２年３月　ダブルシャープ・パートナーズ株式会社設立 代表取締役(現任) （重要な兼職の状況） ダブルシャープ・パートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社ゴンドラ　監査役 株式会社フレンディット　監査役 株式会社美歴　監査役 株式会社VOTE FOR　監査役 株式会社アイラブ　監査役 株式会社エルコイン　監査役 株式会社シモキタコイン　監査役	10,000
	取締役候補者とした理由　当社グループの資本政策を立案、推進するとともに、財務、経理を中心として経営に関する豊富な経験、実績、知見を有しており、今後も当社の企業価値向上に資することを期待しております。		
4	鶴本 浩司（つるもと こうじ） （昭和38年10月６日生）	昭和61年４月　日本ヒルトンホテル株式会社入社 昭和63年12月　Highstress Plastics社入社 平成３年５月　株式会社リン・コーポレーション入社 平成６年12月　オーストラリア政府観光局入局 平成14年11月　株式会社軌道社（現株式会社マーケティング・ボイス）設立 代表取締役（現任） 平成20年２月　株式会社パイプドビッツ 社外取締役 平成24年12月　トラベルプレス株式会社（現トラベルボイス株式会社）設立 代表取締役（現任） 平成27年９月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社マーケティング・ボイス　代表取締役 トラベルボイス株式会社　代表取締役	9,400
	社外取締役候補者とした理由　経営者としての経験、実績が豊富であり、また専門性、国際性を有しているため、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、当社が任意で設置するＰＧ報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有株式数 （株）
5	村松充雄（むらまつみつお） （昭和26年８月４日生）	昭和51年４月　日本電信電話公社入社 平成15年６月　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ　取締役 平成17年６月　同社　取締役常務執行役員 平成21年６月　株式会社NTTデータ・アイ　代表取締役副社長執行役員 平成22年６月　同社　代表取締役社長 平成26年６月　エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社　常勤監査役 株式会社NTTデータ・アイ　顧問 エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社　監査役 平成28年５月　当社社外取締役（現任） 令和２年６月　一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会　常務理事（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会　常務理事	－
	社外取締役候補者とした理由　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役常務執行役員及び株式会社NTTデータ・アイ代表取締役社長を歴任するほか、一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会常務理事を務める等、豊富な経験と実績を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、当社が任意で設置するＰＧ報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

（注）１．鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイス（旧株式会社軌道社）の代表取締役及びトラベルボイス株式会社（旧トラベルプレス株式会社）の代表取締役を兼務しております。また、村松充雄氏は、一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会の理事を兼務しております。なお、各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係が生じる予定はありません。

２．鶴本浩司氏及び村松充雄氏は、社外取締役候補者であります。

３．鶴本浩司氏及び村松充雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって鶴本浩司氏が５年９ヶ月、村松充雄氏が５年となります。

４．当社は、鶴本浩司氏及び村松充雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は、引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

５．当社は、鶴本浩司氏及び村松充雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役、監査役及び執行役員がその職務の執行に関し、責任を負うまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有株式数 （株）
由木竜太（ゆぎりゅうた） （昭和50年10月６日生）	平成12年10月　弁護士登録（東京弁護士会） 平成23年１月　フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士（現任） 平成28年11月　株式会社一家ダイニングプロジェクト　社外監査役 平成30年３月　株式会社マーキュリー 社外取締役 令和元年６月　株式会社一家ダイニングプロジェクト　社外取締役監査等委員（現任） 令和元年８月　株式会社サーキュレーション 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） フォーサイト総合法律事務所　パートナー弁護士 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役監査等委員 株式会社サーキュレーション　社外監査役	－
	補欠の社外監査役候補者とした理由　弁護士として会社法を中心とする企業法務全般を熟知しており、監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

（注）１．由木竜太氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．由木竜太氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

３．由木竜太氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

４．当社は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役、監査役および執行役員がその職務の執行に関し、責任を負うまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、由木竜太氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区赤坂二丁目14番27号　国際新赤坂ビル東館14階
ＴＫＰ赤坂駅カンファレンスセンター　ホール14Ａ

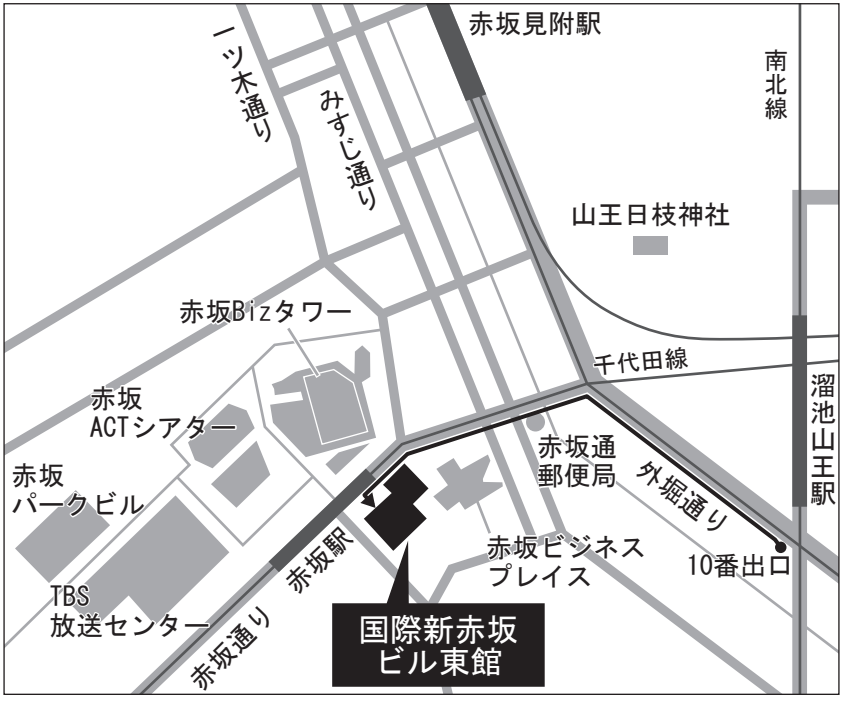

◎赤坂駅（東京メトロ：千代田線５ａ番出口より）直結
◎溜池山王駅（東京メトロ：銀座線・南北線10番出口より）徒歩６分
※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。
※お土産の用意はございません。